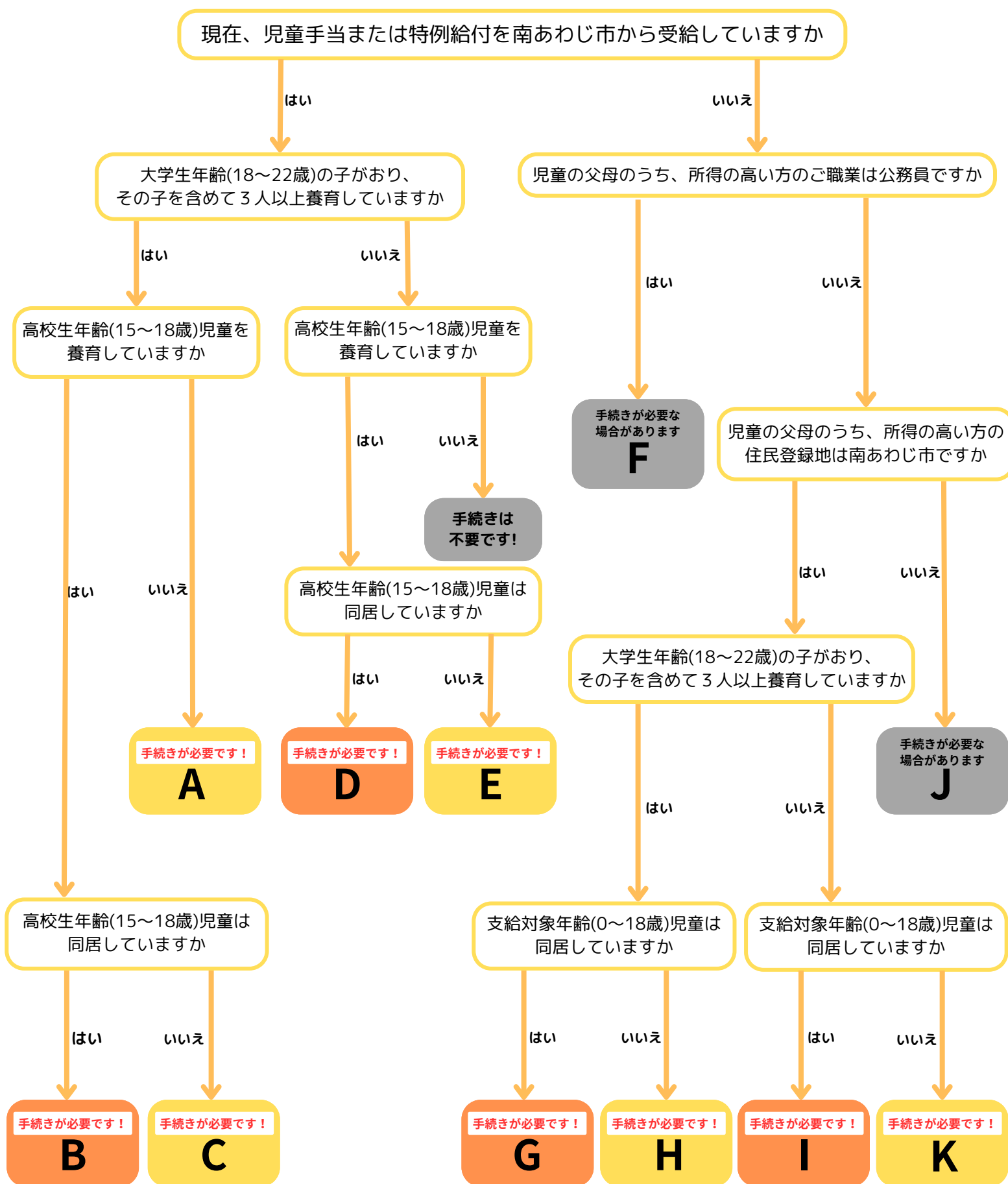


【令和6年10月児童手当制度改正に伴う申請確認フローチャート】



※申請書はHPよりダウンロード・印刷いただけますのでご利用ください。

【A】

①監護相当・生計費の負担についての確認書

現在児童手当を受給している中学校修了前の児童に加えて、
大学生年齢（18～22歳）のお子様を算定対象とした第3子以降分手当の増額処理を行います。

【B】

①児童手当額改定請求書

②監護相当・生計費の負担についての確認書

現在児童手当を受給している中学校修了前の児童に加え、高校生年齢（15～18歳）の児童の増額処理、
大学生年齢（18～22歳）のお子様を算定対象とした第3子以降分手当を増額処理を行います。

【C】

①児童手当額改定請求書

②別居監護申立書

③監護相当・生計費の負担についての確認書

現在児童手当を受給している中学校修了前の児童に加え、高校生年齢（15～18歳）の児童の増額処理、
大学生年齢（18～22歳）のお子様を算定対象とした第3子以降分手当の増額処理を行います。
また、受給者と高校生年齢までの児童と住民票上別居されている方は②も併せてご提出ください。

【D】

①児童手当額改定請求書

現在児童手当を受給している中学校修了前の児童に加えて、高校生年齢（15～18歳）の児童の増額処理を
行います。

【E】

①児童手当額改定請求書

②別居監護申立書

現在児童手当を受給している中学校修了前の児童に加え、高校生年齢（15～18歳）の児童の増額処理を
行います。また、受給者と児童が住民票上別居している場合は②も併せて提出ください。

【F】

子育てゆめるん課に提出いただく書類はございません。

受給者の方の勤務先（所属庁）へお問合せし、必要な手続きをご確認ください。

【G】

①児童手当認定請求書

②監護相当・生計費の負担についての確認書

制度改正前まで年齢到達や所得超過で児童手当の対象外であった方の新規認定に加え、
大学生年齢（18～22歳）のお子様を算定対象とした第3子以降分手当の増額処理を行います。

【H】

①児童手当認定請求書

②別居監護申立書

③監護相当・生計費の負担についての確認書

制度改正前まで年齢到達や所得超過で児童手当の対象外であった方の新規認定に加え、
大学生年齢（18～22歳）のお子様を算定対象とした第3子以降分手当の増額処理するものです。
また、受給者と高校生年齢までの児童と住民票上別居されている方は②も併せてご提出ください。

【I】

①児童手当認定請求書

制度改正前まで年齢到達や所得超過で児童手当の対象外であった方の新規認定を行います。

【J】

子育てゆめるん課にご提出いただく書類はございません。

児童の父母のうち、所得の高い方の住民登録地へお問い合わせいただき、必要な手続きをご確認ください。

【K】

①児童手当認定請求書

②別居監護申立書

制度改正前まで年齢到達や所得超過で児童手当の対象外であった方の新規認定を行います。
また、受給者と児童が住民票上別居している場合は②も併せて提出ください。